

既存住宅等に対応した住宅瑕疵担保責任保険の提供体制の整備事業を行う者の公募についての公示

平成 26 年 6 月 19 日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、平成 26 年度既存住宅等に対応した住宅瑕疵担保責任保険の提供体制の整備事業を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1. 事業概要

1) 事業名

既存住宅等に対応した住宅瑕疵担保責任保険の提供体制の整備事業

2) 事業目的

本事業は、既存住宅の購入者やリフォーム工事の発注者等が安心できる中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備に向けて、消費者等のニーズが高く、また政策的意義の高い保険商品であるものの、保険検査技術が確立していない等によりリスクが高いため開発が進んでいない保険商品があることから、本事業の実施により保険商品の開発を促進し、消費者が安心して中古住宅の購入や、リフォーム工事の発注をできる環境整備を行うことを目的とします。

また、瑕疵保険の保険事故発生率の低減を図るため、設計施工基準の見直しを支援することにより、消費者が安心して住宅を発注・購入できる環境整備を行うことを目的とします。

3) 事業内容

瑕疵保険の商品開発の促進、保険事故発生率の低減に資する取組として、①シロアリの検出を行うための検査機器の開発、②コンクリートのひび割れの深さの測定に係る検査を行うための検査機器の開発、③コンクリート躯体にモルタルが施工されている箇所におけるコンクリート強度推定に係る検査を行うための検査機器の開発、④瑕疵保険の設計施工基準等の見直しに向けたデータベース整備・分析を行う事業を対象とします。なお、事業の具体的な内容は募集要領によることとします。

2. 公募対象事業者の要件

1. 3)に示す①ないし③の事業

次の 1)～3) までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な実施体制を有していること。
- 2) 事業の実施方針、事業のフロー、事業工程計画を具体的に示す能力を有すること。

3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

1. 3)に示す④の事業

次の1)~5)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 補助事業で知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な実施体制を有していること。
- 4) 事業の実施方針、事業のフロー、事業工程計画を具体的に示す能力を有すること。
- 5) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

3 公募対象事業の選定基準

- ・ 提案者等の過去の実績、技術的知見の状況、本事業の理解度等
- ・ 提案内容の的確性及び提案における事業の実施方針、フロー、工程計画の具体性、実現性

※ 応募者の各構成員が事業の一部を分担して実施することにより、二以上の構成員により事業を行うことが可能です。例えば、大学と民間企業等により事業を行うことも可能です。

4. 募集要領の交付期間及び場所

(1)交付期間

平成26年6月19日(木)10時00分～平成26年7月11日(金)18時00分

(2)場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室

5. 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1)提出期限

平成26年7月11日(金)18時00分まで(必着)

(2)場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室

(3)方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 担当：石井
電話：03-5253-8111（内線 39-446）、FAX03-5253-1629
電子メール：ishii-j2zd@mlit.go.jp

6. 採択

応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査し、採択者を決定します。

審査にあたっては、応募の要件を満たしていることの確認、応募書類の内容についての書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリングを実施します。

なお、翌年度以降も引き続き応募する場合は、当該年度までの進捗状況や成果等についても改めて公募の手続きを経た上で審査します。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(4)に同じです。
- (3) 提案書の作成および提出に係る費用は、提出者側の負担とします。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行いません。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、公募対象事業者の取消を行うことがあります。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (7) その他詳細は募集要領によります。